## 無人航空機の型式認証の手数料額(国土交通省が検査を行う場合)

		区分		金額
第一種型式認証	新規申請	特定空域※を <b>含まない</b> 空域	特定空域※を <b>含まない</b> 空域を飛行する型式の無人航空機	
		ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	特定空域※を <mark>含む</mark> 空域を飛行する型式の無人航空機	
	更新申請 (有効期間の残存期間が 2ヵ月以上のものに限る)	特定空域※を <b>含まない</b> 空域	特定空域※を <b>含まない</b> 空域を飛行する型式の無人航空機	
			特定空域※を <mark>含む</mark> 空域を飛行する型式の無人航空機	
	新規申請	最大離陸重量 <b>4kg未満</b>		
		最大離陸重量 <b>4kg<mark>以上</mark> 25</b>	最大離陸重量 <b>4kg以上 25kg未満</b>	
第二種型式認証		最大離陸重量 <b>25kg<mark>以上</mark></b>	「昼間飛行/目視内飛行/人又は物件から 30m以上/イベント上空以外の空域」※ のいずれにも該当する飛行の方法	¥1,465,300
			その他の方法	¥1,614,600
	更新申請 (有効期間の残存期間が 2ヵ月以上のものに限る)	最大離陸重量 <b>25kg未満</b>	最大離陸重量 <b>25kg未満</b>	
		最大離陸重量 <b>25kg以上</b>	「昼間飛行/目視内飛行/人又は物件から 30m以上/イベント上空以外の空域」※ のいずれにも該当する飛行の方法※	¥114,100
			その他の方法	¥155,300

<sup>※「</sup>特定空域」とは、人口密度が1km2当たり1万5千人以上の区域の上空を含む空域を指します。

<sup>※「</sup>昼間飛行/目視内飛行/人又は物件から30m以上/イベント上空以外の空域」とは、航空法第132条の86第2項第1号から第4号までに掲げる飛行の方法を指します。

## 無人航空機の設計又は製造過程の変更の承認の手数料額(国土交通省が検査を行う場合)

		区分		金額
第一種 型式認証	軽微変更	_		¥35,400
	その他の変更	特定空域※を含まない空域を飛行する型式の無人航空機		¥682,200
		特定空域※を <mark>含む</mark> 空域を飛行する型式の無人航空機		¥826,700
第二種型式認証	軽微変更	_		¥35,400
	その他の変更	最大離陸重量 <b>4kg未満</b>		¥99,200
		最大離陸重量 <b>4kg以上 25kg未満</b>		¥156,600
		最大離陸重量 <b>25kg<mark>以上</mark></b>	「昼間飛行/目視内飛行/人又は物件から 30m以上/イベント上空以外の空域」※ のいずれにも該当する方法	¥461,500
			その他の方法	¥498,900

## 型式認証書の再交付の手数料額

型式認証書の再交付の手数料	_	¥1,750
---------------	---	--------

<sup>※「</sup>特定空域」とは、人口密度が1km2当たり1万5千人以上の区域の上空を含む空域を指します。

<sup>※「</sup>昼間飛行/目視内飛行/人又は物件から30m以上/イベント上空以外の空域」とは、航空法第132条の86第2項第1号から第4号までに掲げる飛行の方法を指します。